

第一回反「合」権利対策委員会報告

日時 2002年11月25日(月)、19:00

会場 神奈川労連会議室

出席 神奈川労連 菊谷、伊藤、岡本、行武、佐藤、全国一般(鶴嶋)、

二、討議事項

1 反「合」権利対策委員会の位置付けと神奈川労連としての運動の組織化

① 位置付け

反「合」権利対策委員会は神奈川労連加盟組合・組合員の「合理化」反対、権利擁護を中心任務とし、神奈川労連未加盟労働者の闘争支援も積極的に進めます。

② 運動の組織化

以上の位置付けから神奈川労連独自の運動を積極的に組織し、実施します。

2 今年度の行動計画

① 10.25全労連争議支援統一行動・神奈川労連行動

② 争議団代表者会議を開催し、全争議団の状況と要望、計画の把握、相互の交流を行います。

③ 争議支援全県統一行動

全労連・争議支援全国統一行動日の2月14日(金)を第一次統一行動日とし、行動形態・内容は夜の激励集會も含めて検討します。5月中・下旬に第二次統一行動を設定します。

以上の日程を基本的に決めておいて、各争議の状況を見て機動的に行動を配置します。

3 裁判所・労働委員会民主化の取り組み

① 運動の位置付け

神奈川地労委民主化対策会議は総会も開催しない、神奈川労連を誹謗中傷する、神奈川労連に謝罪を求めるといった態度をとっており、現在は実質的に何の運動もしていません。

大会確認にもとづき神奈川労連として裁判所(地裁・高裁・最高裁)、労働委員会(地労委・中労委)などへの運動を独自に組織します。

② 裁判所・労働委員会の現状、司法制度改革推進の動向と問題点の学習

日時 1月31日(金)、18:30

内容 詳細は後日検討します

③ 要求の集約

各単産・地域労連、現・元争議団からの意見・要求集約、既に地労委に提出している要求との整理、自由法曹団、労働弁護団との意見交換をおこなって春の総行動で裁判所・地労委への要請します。

4 労働法制改悪に対する取り組み

① 各単産・地域労連幹部を対象にした改悪労働法、活用できる労働法の学習会

② 各単産の権利闘争の到達点調査

調査内容は反「合」委員会で検討し、調査結果を神奈川労連定期大会で発表します。

5 第34期地労委労働者委員不当任命行政不服審査口頭意見陳述

日時 2002年12月3日(火)、15:00~17:00

会場 自治会館会議室

6 神奈川労連関係争議の把握について

各争議団の現状、争点、行動計画などを把握するために11月から毎月1日までに提出してもらいます。統一報告書は神奈川労連から各争議団に直接送ります。

7 県争議団との定期協議について

反「合」対策委員会の本来的任務は、神奈川労連に結集する単産・地域労連が指導・援助している争議や、所属組合・組合員に対する権利侵害、賃金「合理化」などの攻撃に対して、その実態の調査、共同した行動、独自の支援行動などを論議・検討・組織する部門です。

しかし、2年前まで、反「合」対策委員会への単産の結集が悪い(当時の反「合」対策委員会には参加を拒否する単産が多かった)ということを経験し、県争議団、地労委民主化対策連絡会議、連合職場連絡会議などを加えたものを反「合」対策委員会、県争議団との「定期協議」と称し、争議団を従属物のように使っていました。

一方、非民主的な運営のため今では関係を絶っていますが、つい1年前までは地労委民主化対策連絡会議に神奈川労連代表も参加していること、連合職場連絡会議に結集する大企業代表にはリストラ対策会議に参加してもらっていることから、定期協議は県争議団だけを対象にするとの神奈川労連の主張にも関わらず、各団体の特定人物が毎回参加し、日立問題などを執拗に追求する状態が続いてきました。そのため、「定期協議」そのものが時間の無駄であり、継続する価値もないことから、約1年、開催してきませんでした。しかし、依然として「定期協議」開催の求めがあるため、下記要件を満たすことを条件に応じることにします。

① 定期協議そのものを否定しないが、出席者の限定などを守ることを開催の前提にします。

② 出席は神奈川労連反「合」対策委員会、県争議団双方2名とし、岡本・行武が担当します。

もし、今までのように県争議団以外も来た場合は、その場で協議はうち切ります。

③ 開催テンポは年3~4回とし、1回目は年明けとします。

8 全労連2.14争議支援全国総行動

東京行動のエントリーは12月16日までです。この日、日中の争議支援行動と夜の争議団激励集会も含め県内行動を計画します。

☆ 次回 12月16日(月)、19:00、神奈川労連会議室